

## ○尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成22年10月19日  
教育委員会規則第5号

改正	平成25年2月14日教育委員会規則第2号	平成27年3月30日教育委員会規則第15号
	平成28年2月23日教育委員会規則第2号	平成29年3月31日教育委員会規則第6号
	平成30年3月26日教育委員会規則第2号	平成31年3月19日教育委員会規則第2号
	令和元年9月24日教育委員会規則第2号	令和3年3月24日教育委員会規則第1号
	令和3年7月1日教育委員会規則第4号	令和4年3月30日教育委員会規則第3号

令和5年3月30日教育委員会規則第5号

尼崎市立図書館運営規則(昭和46年尼崎市教育委員会規則第13号)の全部を改正する。

(この規則の趣旨)

**第1条** この規則は、尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成22年尼崎市条例第58号。以下「条例」という。)第8条及び第13条の規定に基づき、尼崎市立図書館(第21条第1項を除き、以下「図書館」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(平29教委規則6・一部改正)

(開館時間等)

**第2条** 図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特別の理由があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に図書館の全部若しくは一部の供用を停止することができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後8時(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))にあつては、午後5時15分まで

(2) 休館日

ア 月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

イ 12月28日から翌年の1月3日まで

ウ 1月から11月まで(3月、7月及び8月を除く。)の各月の最後の木曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日)

エ 毎年度14日を超えない範囲内において教育委員会が別に定める期間(以下「特別整理期間」という。)

(平27教委規則15・平28教委規則2・平29教委規則6・令3教委規則1・一部改正)

(遵守事項)

**第3条** 図書館の利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 図書館内の所定の場所で利用すること。

(2) 同時に利用することができる図書館資料(図書館法(昭和25年法律第108号)第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、電磁的記録に係る記録媒体。第5条から第22条までにおいて同じ。)の数量は、原則として、1人につき6冊(部)以内とすること。

(3) 所定の場所以外の場所に入りしないこと。

(4) 館内の所定の場所で飲食すること。

(5) その他教育委員会が指示した事項

(平29教委規則6・令3教委規則4・一部改正)

(図書館資料の複写)

**第4条** 図書館資料(電磁的記録を除く。以下この条において同じ。)の利用者は、図書館資料を複写しようとするときは、複写申込書に必要事項を記載して、教育委員会の承認を受けて、図書館内に設置された複写機を使用し、又は教育委員会の許可を受けて、図書館内においてその者の機材を使用して複写することができる。

2 次に掲げる図書館資料は、複写することができない。

- (1) 損傷するおそれがあるもの
- (2) 教育委員会が複写することを不相当と認めるもの

3 図書館資料の複写により著作権法(昭和45年法律第48号)上の紛争等が生じた場合は、全て当該複写の申込みをした者がその処理を行わなければならない。

4 図書館資料の複写に要する経費は、複写する者の負担とする。

(平29教委規則6・令3教委規則4・一部改正)

(個人貸出し)

**第5条** 次の各号に掲げる者は、図書館資料(電磁的記録にあつては、電子書籍(電磁的記録で作成された図書館資料のうち、インターネットを利用する方法によりその内容の閲覧等を行うことができるものとして教育委員会が指定するものをいう。以下同じ。)その他教育委員会が別に定めるものを除く。以下この条から第22条までにおいて同じ。)の貸出しを受けることができる。

(1) 本市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市又は猪名川町の区域内に住所を有する者

(2) 本市の区域内に勤務場所を有する者

(3) 本市の区域内に存する学校に通学する者

(4) その他教育委員会が特に必要と認める者

(平29教委規則6・令3教委規則4・一部改正)

(図書貸出券)

**第6条** 前条の図書館資料の貸出し(以下「個人貸出し」という。)を受けようとする者は、同条各号のいずれかに該当することを証する書類を提示して、必要事項を記載した個人貸出申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申込みをした者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、図書貸出券を交付するものとする。

(平29教委規則6・一部改正)

(図書貸出券の有効期間)

**第7条** 前条第2項の規定により交付された図書貸出券(次条、第9条第2項及び第11条において「図書貸出券」という。)の有効期間は、その発行の日から起算して3年とする。

(平29教委規則6・令3教委規則4・一部改正)

(図書貸出券の譲渡等の禁止)

**第8条** 図書貸出券は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又はこれを不正に使用してはならない。

(平29教委規則6・一部改正)

(図書貸出券の紛失等)

**第9条** 第6条第2項の規定による図書貸出券の交付を受けた者(以下「個人会員」という。)は、その交付された図書貸出券を紛失し、若しくは損傷し、又は同条第1項の規定により提出した個人貸出申込書の記載事項に変更があったときは、速やかに、教育委員会に届け出なければならない。

2 個人会員は、前項の規定による届出(図書貸出券の紛失又は損傷に係るものに限る。)をしたときは、その再交付を受けることができる。

(平29教委規則6・令3教委規則4・一部改正)

(個人貸出しの対象とならない図書館資料)

**第10条** 次の各号に掲げる図書館資料は、個人貸出しを行わない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 貴重な資料及び郷土資料

- (2) 公報及び新聞その他の定期刊行の資料
- (3) その他教育委員会が個人貸出しを不相当と認める図書館資料  
(平29教委規則6・一部改正)

(個人貸出しの手続)

**第11条** 個人会員は、個人貸出しを受けようとするときは、図書貸出券を提示しなければならない。

(平29教委規則6・一部改正)

(個人貸出しの期間等)

**第12条** 個人貸出しの期間及び数量は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 貸出期間 14日以内
- (2) 貸出数量 1人につき15冊(部)以内(貸し出し中のものを含む。)

(平27教委規則15・一部改正)

(団体貸出し)

**第13条** 本市の区域内で事業を行う法人その他の団体(以下この条及び第15条において「団体」という。)は、図書館資料の貸出しを受けることができる。

2 団体は、前項の図書館資料の貸出し(以下「団体貸出し」という。)を受けようとするときは、団体であることを証する書類を提示して、必要事項を記載した団体貸出申込書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申込みをした団体が、教育委員会が別に定める要件を満たすと認めるときは、図書貸出券を交付するものとする。

4 前項の規定により交付された図書貸出券の有効期間は、その発行の日から起算して3年とする。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。

5 第8条、第9条及び第11条の規定は第3項の規定により交付された図書貸出券について、第9条及び第11条の規定は同項の規定による図書貸出券の交付を受けた団体について、第10条及び第11条の規定は団体貸出しについて準用する。この場合において、第7条中「次条、第9条第2項及び第11条」とあるのは「第13条第5項において準用する次条並びに同項において読み替えて準用する第9条第2項及び第11条」と、第9条第1項中「個人会員」とあるのは「団体会員」と、「同条第1項」とあるのは「第13条第2項」と、「個人貸出申込書」とあるのは「団体貸出申込書」と、同条第2項中「個人会員は、前項」とあるのは「団体会員は、第13条第5項において読み替えて準用する前項」と、第11条中「個人会員」とあるのは「団体会員」と読み替えるものとする。

(平29教委規則6・令3教委規則4・一部改正)

(団体貸出しの期間等)

**第14条** 団体貸出しの期間及び数量は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 貸出期間 1月以内
- (2) 貸出数量 1団体につき300冊(部)以内

(平29教委規則6・一部改正)

(管理責任)

**第15条** 団体貸出しを受けた団体の代表者は、その団体貸出しを受けた図書館資料の管理について責を負うものとする。

**第16条** 削除

(平29教委規則6)

(郵送貸出し等)

**第17条** 第5条第1号に掲げる者(本市の区域内に住所を有する者に限る。)で次の各号のいずれかに該当するもののうち、図書館及び第18条第1項に規定する配本所において、個人貸出しを受けること又は個人貸出しを受けた図書館資料を返却することが困難であると教育委員会が認める者は、郵送により、個人貸出しを受け、又はその返却を行うことができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手

帳の交付を受けている者

- (2) 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市の長から療育手帳(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者
- (4) その他教育委員会が特に必要と認める者

2 前項の規定により個人貸出しを受け、及びその図書館資料を返却すること(以下「郵送貸出し等」という。)に係る図書館資料の郵送に要する費用は、市の負担とする。

3 前2項に規定するもののほか、郵送貸出し等について必要な事項は、教育長が定める。  
(平29教委規則6・令3教委規則1・一部改正)

(貸出しの停止等の措置)

**第17条の2** 教育委員会は、個人会員が個人貸出しを受けた日から14日を経過しても当該個人貸出しに係る図書館資料の返却を行っていないときは、別に定めるところにより、当該個人会員に対し、新たに個人貸出しを行わないこと等の措置を講ずることができる。

2 前項の規定は、団体会員(第13条第5項において読み替えて準用する第9条第1項に規定する団体会員をいう。)について準用する。この場合において、前項中「個人貸出し」とあるのは「団体貸出し」と、「14日」とあるのは「1月」と読み替えるものとする。

(令3教委規則1・追加、令3教委規則4・一部改正)

(配本所)

**第18条** 第6条第1項の規定による申込み、第9条第1項の規定による届出及び第9条第2項の規定により図書貸出券の再交付を受けることは、別表の左欄に掲げる施設(以下「配本所」という。)においても行うことができる。

2 教育委員会は、第6条第2項の規定による図書貸出券の交付を、配本所においても行うものとする。

3 教育委員会は、個人貸出し及び団体貸出しを、配本所においても行うものとする。

4 配本所における図書館資料の貸出日は、配本所の区分に応じ、それぞれ別表の中欄に掲げる日とする。

5 配本所における図書館資料の貸出時間は、配本所の区分に応じ、それぞれ別表の右欄に掲げる時間とする。

6 前各項に規定するもののほか、配本所の運営について必要な事項は、教育長が定める。

(平29教委規則6・全改、令3教委規則1・令3教委規則4・一部改正)

(図書館資料の返却)

**第19条** 図書館において貸し出された図書館資料の返却は、図書館のうちその貸出しを受けた施設以外の施設又は配本所においても行うことができる。

2 前項の規定は、配本所において貸し出された図書館資料の返却について準用する。この場合において、同項中「図書館の」とあるのは「配本所の」と、「配本所」とあるのは「図書館」と読み替えるものとする。

(平29教委規則6・全改)

**第20条** 削除

(平29教委規則6)

(図書館資料の借受けの申出等)

**第21条** 教育委員会は、尼崎市立図書館の利用者の申請又は日本国内に存する図書館(図書館法第2条第1項に規定する図書館をいう。)で尼崎市立図書館以外のもの(以下「他の図書館」という。)の申出により、他の図書館に対して、図書館資料の借受けの申出又は貸出しを行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、同項の規定による借受けの申出又は貸出しについて必要な事項は、教育長が定める。

(平29教委規則6・一部改正)

(図書館資料の利用予約等)

**第22条** 図書館(配本所を含む。次項において同じ。)に所蔵されていない図書館資料で貸出しその他の理由により直ちに利用することができないものを利用しようとする者は、予約申込書を教育委員会に提出し、利用者端末機を操作し、又はインターネットを利用して、当該図書館資料の利用を予約することができる。

2 図書館に所蔵されていない図書館資料の利用を求めようとする者は、教育委員会に対し、当該図書館資料について、リクエスト申込書を提出して、前条第1項の規定による借受けの申出又は購入を求めることができる。

3 前2項に規定するもののほか、これらの規定による申込みについて必要な事項は、教育長が定める。

(平29教委規則6・一部改正)

(調査相談)

**第23条** 教育委員会は、図書館において、読書に関する相談その他の図書館資料の利用に関する相談(以下「調査相談」という。)に応ずるものとする。

2 調査相談は、主として文献その他の資料に基づいて応ずるものとする。

3 調査相談において前項の資料の運搬その他の特別の措置が必要となった場合における当該措置に要する費用は、当該調査相談を行った者の負担とする。

(平29教委規則6・全改)

(電子書籍の利用)

**第24条** 個人会員のうち、本市の区域内に住所を有する者及び第5条第2号又は第3号に該当する者は、この条に定めるところにより、電子書籍を利用することができる。

2 個人会員のうち、第5条第2号又は第3号に該当し、かつ、同条第1号に該当する者(本市の区域内に住所を有する者を除く。)は、電子書籍を利用しようとするときは、教育委員会が別に定めるところにより、電子書籍の利用の登録を教育委員会に申し出なければならない。

3 電子書籍を利用することができる期間は、利用しようとする電子書籍ごとに、第12条第1号に掲げる期間とする。

4 前項の期間は、教育委員会が認めるときは、1回に限り、第12条第1号に掲げる期間の範囲内で延長することができる。

5 同時に利用することができる電子書籍の数量は、1人につき3点を超えることができない。

6 教育委員会は、必要があると認めるときは、電子書籍の全部又は一部の利用を停止することができる。

7 第2項から前項までに規定するもののほか、電子書籍の利用について必要な事項は、教育委員会が定める。

(令3教委規則4・追加)

(指定申請の公告)

**第25条** 教育委員会は、条例第7条の規定により図書館(尼崎市立北図書館に限る。第27条において同じ。)の管理を行わせるため、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 指定管理者が行う業務の範囲

(3) 指定管理者の指定の予定期間

(4) 条例第8条の規定による指定の申請(以下「指定申請」という。)の方法

(5) その他教育委員会が必要と認める事項

(令3教委規則4・旧第24条繰下)

(指定申請の方法)

**第26条** 指定申請は、教育委員会が定める受付期間内に行わなければならない。

2 条例第8条の教育委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

- (2) 役員(法人以外の団体にあつては、これに相当する者)の名簿及び履歴書
- (3) 法人等が指定申請を行う日の属する事業年度(以下「申請年度」という。)における当該法人等の事業計画書及び収支予算書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (4) 法人等(申請年度に設立された法人等を除く。)の直近3年間に終了した各事業年度における事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (5) 申請年度における財産目録
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) その他教育委員会が必要と認める書類  
(令3教委規則4・旧第25条繰下)

(指定管理者の指定等の通知)

**第27条** 教育委員会は、指定管理者を指定したときは、その旨を指定管理者指定通知書により当該指定された法人等に通知するものとする。

2 教育委員会は、指定申請を行った法人等を指定管理者に指定しなかったときは、その旨を指定管理者不指定通知書により当該指定されなかった法人等に通知するものとする。

(令3教委規則4・旧第26条繰下)

(協定の締結)

**第28条** 指定管理者は、図書館の管理に関し、次の各号に掲げる事項について、教育委員会と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第11条各号に掲げる業務に関すること。
- (2) 尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号)の運用に関すること。
- (3) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の運用に関すること。
- (4) 指定管理者が行う業務に要する費用及びその支払方法に関すること。
- (5) 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書の作成及び提出に関すること。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関すること。
- (7) その他教育委員会が必要と認める事項

(令3教委規則1・一部改正、令3教委規則4・旧第27条繰下、令5教委規則5・一部改正)

(施行の細目)

**第29条** この規則に定めるもののほか、図書館の運営について必要な事項は、教育長が定める。

(令3教委規則4・旧第28条繰下)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年2月14日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月30日教育委員会規則第15号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年2月23日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成29年3月31日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成30年3月26日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成31年3月19日教育委員会規則第2号)

(施行期日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和元年9月24日教育委員会規則第2号)

(施行期日)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

付 則（令和3年3月24日教育委員会規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和3年7月1日教育委員会規則第4号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

付 則（令和4年3月30日教育委員会規則第3号）

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

付 則（令和5年3月30日教育委員会規則第5号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表

（平25教委規則2・全改、平27教委規則15・平28教委規則2・平29教委規則6・平30教委規則2・一部改正、平31教委規則2・令元教委規則2・全改、令3教委規則1・令4教委規則3・一部改正）

施設	貸出日	貸出時間
1 次の各号に掲げる図書室 (1) 尼崎市立中央北生涯学習プラザの図書室 (2) 尼崎市立小田北生涯学習プラザの図書室 (3) 尼崎市立大庄南生涯学習プラザの図書室 (4) 尼崎市立立花北生涯学習プラザの図書室 (5) 尼崎市立武庫東生涯学習プラザの図書室 (6) 尼崎市立園田西生涯学習プラザの図書室	次の各号に掲げる日以外の日 (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） (2) 12月29日から翌年の1月3日まで (3) 特別整理期間内において教育委員会が別に定める日	午前9時から午後8時30分（日曜日にあつては、午後4時30分）まで
2 尼崎市立中央南生涯学習プラザの図書室	次の各号に掲げる日以外の日 (1) 月曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日まで (3) 特別整理期間内において教育委員会が別に定める日	午前9時から午後5時まで
3 尼崎市立ユース交流センターの図書室	次の各号に掲げる日以外の日 (1) 月曜日（休日を除く。） (2) 12月29日から翌年の1月3日まで (3) 特別整理期間内において教育委員会が別に定める日	午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで